

契約にあたりましては十分書面の内容をお読み下さい。

<一括月払契約>【2023年9月30日まで】

自動通報サービス契約約款

東邦ガス株式会社

(サービス内容)

- 第1条 (1) 自動通報装置を利用した自動通報サービス(以下、「本サービス」という。)は、自動通報装置の設置場所である集合住宅のご入居者さまからのご連絡に基づき本サービス対象のガスメーターの遮断弁を遠隔操作すること、および当該ガスメーターが遮断等の作動を行った際の通報を当社からご入居者さまに電話でご連絡するものです。
- (2) 本サービスは、原則として、当社の都市ガスメーターが設置された5戸以上の居室を有する集合住宅において、当該集合住宅の全戸数分を契約戸数として、ご契約いただくものとします。
- (3) 前項に規定する集合住宅において、同一敷地内に複数棟の集合住宅が存在する場合は、各棟単位で、1棟以上の申込みをいただくものとします。
- (4) 本サービスは、原則として、対象となる集合住宅の所有者さま、または対象となる集合住宅を管理する法人格を有する管理組合さま等(ただし、法人格を有さない管理組合さま等の場合はその代表者さま)とご契約させていただくものとします。
- (5) 本サービスは日本語のみのご提供となります。
- (6) 本約款は、当社が提供する本サービスの利用に関し、本サービスを利用するご契約者さまおよびご入居者さまに適用されるものとします。なお、当社はご契約者さまに対し、本約款を記載した書面を交付する方法または本約款を記録した電磁的記録を提供する方法により、本約款の内容を示すものとします。また、ご契約者さまは、ご入居者さまに対し、本契約の内容を周知するものとします。

(期間)

- 第2条 ご契約期間は、契約開始年月日から5年を経過した日の属する月の末日(契約終了年月日)までとします。ただし、期間満了の1か月前までにご契約者さまから終了の意思表示がなされない場合、さらに期間を自動的に5年間延長することとし、以降もこれに準じます。

(本サービスの申込みおよび自動通報装置の設置等)

- 第3条 (1) 本サービスの利用を希望される集合住宅の所有者さま、または管理組合さま等は、あらかじめ本約款を承諾のうえ、当社所定の申込書により、お申し込みいただきます。
- (2) 本サービスをご提供するにあたり、対象のガスメーターと当社監視センターで通信を行うため、ご利用場所に自動通報装置を設置し、「自動通報サービス利用申込書」に記載された本サービスを利用する集合住宅の各入居者の電話回線等(以下、「ご入居者さま電話回線」という。)に接続します。
- (3) 本サービスをご提供するにあたり、ご契約者さまは、お申込み日(契約日)をもってご入居者さま電話回線を当社が利用することについて、各入居者の同意を得ていることを保証するものとします。
- (4) 自動通報装置は、ご入居者さま電話回線の種別や建物構造等により、無線方式または有線方式のいずれかを設置させていただきます。
- (5) 本サービスをご提供するにあたり、ご入居者さま電話回線の種類をお知らせいただきます。電話番号や電話回線の種類を変更されるとき(アナログ回線・ADSL回線・ISDN回線・ケーブルプラス電話回線・光電話等への変更の場合)は当社までご連絡ください。
- (6) ご入居者さま電話回線の種別や、ご入居者さまが所有する電話等の通信機器によっては、本サービスを提供できないことがあります。

(ご利用料金の算定)

- 第4条 (1) ご利用料金は、月単位で算定いたします。
- (2) 新規契約時の最初のご利用料金は、本サービスを開始した月の翌月から算定いたします。
- (3) ご利用料金と同時に、別途法定の消費税および地方消費税を申し受けます。
- (4) 契約期間中に消費税率および地方消費税率の改定があった場合には、新しい税率を適用した料金とさせていただきます。

(ご利用料金のお支払い方法)

- 第5条 (1) 本サービスの利用料金は、毎月当社指定日(休日の場合は翌営業日)に全戸数分を一括して請求させていただきます。
- (2) お支払方法は、口座自動振替、口座振込、または当社の窓口等への持参払いとさせていただきます。
- (3) お支払期限日は、当社指定日の翌月末日とさせていただきます。

(維持管理)

- 第6条 (1) ご契約者さまおよびご入居者さまは、当社の所有物である自動通報装置を本来の用法に従って利用するとともに、善良な管理者の注意をもって、管理していただきます。
- (2) 自動通報装置について、第三者への譲渡、転貸など当社の所有権を害する行為はお断りします。
- (3) 自動通報装置について、第三者の強制執行、仮処分等当社の所有権が害される恐れがある場合には、直ちに当社または取扱店に連絡するとともに、自動通報装置は当社の所有物であることを主張して、第三者の行為を排除していただきます。
- (4) 当社は、必要な場合に、自動通報装置の検査、取替え、または取外しをいたします。この際、設置場所への立ち入りについて、ご契約者さまおよびご入居者さまは正当な事由がない限り承諾していただきます。また、ご契約期間中に自動通報装置を取り替える場合には、同機能のものとお取り替えいたします。

(本サービスの利用中止または契約解除)

- 第7条 (1) 5年の契約期間を経過後は、ご契約者さまは、ご契約者さまのご都合により、当社指定のお手続きをいただくことで本サービスのご利用を中止できるものとします。この場合、利用中止日の属する月の料金をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、ご入居者さまの本サービスのご利用を中止し、または本契約の解除をさせていただきます。この場合、当社は提供中止日の属する月の料金を請求させていただきます。なお、第1号または第2号に該当する場合には、当社に生じた損害を賠償していただくことがあります。
- ①ご契約者さままたはご入居者さまの責に帰すべき事由により、自動通信装置を滅失、毀損もしくは紛失したとき。
 - ②本契約第6条(1)(2)(3)を遵守されなかったとき。
 - ③ご入居者さまのガスの使用契約が解約されたとき。
 - ④本サービスの利用料金のお支払期限日後5日を経過しても、利用料金のお支払いがなく、当社から書面による催告を受けた日から20日以内にお支払いがないとき。
 - ⑤ご入居者さま電話回線の変更やご入居者さま所有の電話等の通信機器の増設、取替え、検査、取り外し等により、本サービスの提供が困難となる時、または本サービスの提供により、ご入居者さま所有の電話等の通信機器の支障となる可能性のあるとき。
 - ⑥自動通報装置の点検・修理等が必要となっている状態において、これが実施できずに本サービスの提供が停止されたままの状態であるとき。
 - ⑦ご入居者さまが著しく高頻度で本サービスを利用することにより、他のお客さまの利用を妨げ、本サービス利用の公平性を損なうと当社が判断したとき。
 - ⑧その他、当社が「本サービスの利用停止」を6か月以上に予告したとき。

(引継)

第8条 本契約期間中に対象のガスメーターが設置されている建物を譲渡される場合は、譲受人に対し自動通報装置を引き続き設置することの承諾を得るよう最大限努めていただきます。

(契約内容の変更等)

- 第9条 (1) 当社は、契約期間中であっても、利用料金の増額改定(ただし、本約款第4条(4)の場合を除きます。)をお願いすることがあります。この場合、ご利用料金の改定に先立ってこの旨をお知らせしますので、新料金による契約をご承諾いただけないときは当社までお申し出ください。当社はお申し出を受け次第本契約を終了します。お申し出のない場合、本契約は自動的に更新します。
- (2) 当社は、次に掲げる場合には、民法548条の4の規定に基づいて、本約款の内容を変更することにより、変更後の本約款の条項について合意があったものとみなし、個別にご契約者さまと合意することなく本約款の内容を変更できるものとします。
- ① 本約款の変更が、ご契約者さまおよびご入居者さまの一般の利益に適合するとき。
 - ② 本約款の変更が、ご契約者さまが契約をした目的に反せず、かつ、本約款変更の必要性、変更後の内容の相当性等に照らして、本約款の変更が合理的であるといえるとき。
- (3) 当社は、本条(2)に定める本約款の変更を行う場合、あらかじめ効力発生時期を定めて、郵便物あるいは当社のウェブサイトへの掲示等の手段で、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容ならびにその効力発生時期をご契約者さまに周知するものとします。ご契約者さまは、通知された変更内容に同意しない場合は、速やかに本サービスの利用契約の解約手続きを行うものとします。なお、本条により、本約款の変更を行ったことおよび本サービスの利用契約が解約されたことにより、ご契約者さまおよびご入居者さまならびにその他の第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (4) ご契約終了に際しては、当社は自動通報機能を停止いたします。ただし、電話検針を続けさせていただく場合がありますので、自動通報装置を設置場所に引き続き置かせていただくことがあります。

(補償)

第10条 当社の責に帰すべき事由によって、自動通報装置が正常に動作しないこと等のご迷惑をおかけした場合には、当社はその損害に対して責任を負います。ただし、落雷、大地震、洪水、大雪、大雨、天変地異その他の不可抗力等当社の責に帰すべからざる事由による通信回線の障害等避けられない事由、または、ご契約者さまおよびご入居者さまが当社に通知されることなくご入居者さま電話回線の休止や電話番号および電話回線の種別を変更された場合等、ご契約者さままたはご入居者さまの責に帰すべき事由によって損害が発生した場合についてはこの限りではありません。

(免責)

第11条 本サービスは、対象のガスメーターにおいて、一定のガス流量を超えて、一定の時間が経過したことをお知らせするサービスであり、個々のガス機器毎にお知らせ時間を設定することや、鍋等の調理器具の焦げ付き・風呂の沸かし過ぎ・火災等を直接的に防止するものではありません。本サービスにてお知らせするガス流量には範囲があります。口火・種火等の微小流量で長時間ガスを使用される場合にはお知らせしません。「マイホーム発電(エネファーム・エコウィル)」、「ガスヒートポンプ(GHP)」および業務用でご利用される機器のように、通常運転でもガスを長時間使用する場合、ガスの消し忘れが検知できなかつたりする場合がありますとともに、ガスの遮断によってガス機器の運転に支障がおよぶ場合があります。

(電話検針等)

- 第12条 (1) 電話検針は、電話回線を通じてガスメーターの計量値を自動的に読み取るものです。
- (2) ご契約をお申し込みいただいた集合住宅のご入居者さまに対しては、原則として、電話検針を適用させていただきます。
- (3) 電話検針により、ご入居者さまの加入電話を月1回程度、数十秒間使用させていただきます。また、ガスの安定供給および保安維持のために計測を行うこともあり、その際にもご入居者さまの加入電話を使用させていただきます。なお、電話検針および当該計測にかかる通話料については、ご入居者さまのご負担はありません。

(反社会的勢力の排除)

- 第13条 当社は、ご契約者さまが次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの催告を要せず、本契約を直ちに解除することができます。この場合、解除により相手方に発生した損害を賠償する責任を一切負わないものとします。
- ① 暴力団その他の反社会的勢力であったとき、反社会的勢力に資金等を提供していると認められるとき、その他反社会的勢力を利用して認められるとき、または詐術、暴力的行為もしくは脅迫的言辞を用いたとき。
 - ② 代表者または実質的経営者が前号に該当するとき。

【お客さま情報の利用目的について】

当社は、ガス・電気・熱等の各種のエネルギーや各種サービスをお客さまにご利用・ご検討いただくにあたり申込みの受付やお問い合わせ、保安点検、機器販売、各種工事等の機会に、当社が直接または業務委託先等を通じて、または電話帳・住宅地図等の刊行物等により、お客さま情報(お客さまのお名前、ご住所、電話番号、Eメールアドレス等)を取得いたしますが、これらのお客さま情報は以下の目的に利用させていただきます。

①エネルギー供給およびその普及拡大 ②エネルギー供給設備工事 ③エネルギー供給設備・消費機器(厨房、給湯、空調等)の保安
④漏洩・火災自動通報、供給の遠隔遮断等のエネルギー供給事業に関連するサービスの提供 ⑤エネルギー消費機器・警報器等の機器・住宅設備等の販売(リース・レンタル等を含む)・設置、修理・点検、商品開発、アフターサービス ⑥通信サービスの提供 ⑦エネルギー供給・利用およびその普及拡大に関連する生活支援サービスの提供 ⑧上記各種事業に関連する当社、当社グループ会社、協力会社(ENEDO、工事会社等)または当社提携先のサービス・商品のお知らせ・PR ⑨上記①から⑧の事業に関連するサービス・商品に関する調査・データ集積・分析、研究開発 ⑩その他上記①から⑨に付帯する事業ならびに関連する業務の実施

なお、当社は、上記の業務を円滑に進めるため、口座振替先の金融機関、情報処理会社、協力会社(ENEDO、工事会社等)等に業務の一部を委託することがあります。その際、当社はこれらの業務委託先に必要な範囲でお客さま情報を提供することがあります。その場合、当社は、業務委託先との間で、当該お客さま情報の取扱いに関する契約を結ぶ等、当該業務委託先に対して適切な監督を行います。